

その他の事業

高齢者のみなさんが、住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう支援等を行います。

家族介護用品支給事業

在宅で要介護3～5と判定された人を介護しているなどの要件を満たす、低所得世帯に紙おむつ支給券を配付します。

家族介護慰労金支給事業

要介護4または要介護5と判定された市民税非課税世帯の人で、過去1年間介護保険サービスを受けなかったなどの要件を満たす人を在宅で介護する家族に、慰労金10万円を支給します。

高齢者住宅改善促進助成事業

本市に1年以上居住し、要介護1～5と判定された人で、市民税が非課税の世帯に対し、住宅の改善に必要な費用（限度額70万円）を助成します。

認知症サポーター等養成事業

地域住民、民生委員等地域の各種団体に対して、認知症を理解し、見守り方法を学ぶ認知症サポーター養成講座等を実施します。

認知症高齢者等見守りシール交付事業

ご自宅で生活している認知症により行方不明となり保護されたことがある人を対象に、発見者がスマートフォン等でQRコードを読み取ることで、インターネット上の伝言板を通して対象者のご家族と連絡がとれる見守りシールを無料で交付します。

※見守りシールの利用者は、万一の事故発生に備え、個人賠償責任保険に加入することができます。

認知症高齢者等GPS機器等購入等助成金交付事業

認知症高齢者等を同居または通いで介護する方を対象に、GPS機器の購入費用またはレンタルに係る初期費用について最大2万円を助成します。

※本事業に該当する認知症高齢者等は、万一の事故発生に備え、個人賠償責任保険に加入することができます。

成年後見制度利用支援事業

認知症の人等、後見人等による支援が必要な人の財産や権利を守る成年後見制度の利用を支援します。

お問い合わせは

岐阜市役所 介護保険課

〒500-8701 岐阜市司町40番地1

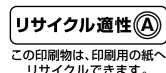
TEL: 058-265-4141 (代表)

電子メール: kaigo@city.gifu.gifu.jp

令和5年改訂



ユニバーサルデザイン (UD) の考えに基づいた見やすいデザインの文字を採用しています。



禁断転載©東京法規出版
KG012570-W15

ぎふ市の

介護保険



介護保険のしくみ	介護保険について	2
介護保険料	保険料は大切な財源です	4
サービスの利用のしかた	サービスを利用するために	6
利用できるサービス	サービスについて	8
利用者負担について	サービスの利用者負担	14
地域支援事業	介護予防・日常生活支援総合事業	17
岐阜市地域包括支援センター	安心して暮らすための総合相談窓口です	19

※掲載している内容については、今後見直される場合があります。

岐阜市

介護保険について

介護保険制度は市区町村が保険者となって運営します。40歳以上の人が被保険者として保険料を負担し、介護や支援が必要と認定されたときには、費用の一部を支払ってサービスを利用します。

介護保険加入者（被保険者）

必要なサービスを総合的に利用できます。

- 保険料を納めます
- サービスを利用するため、要介護（支援）認定の申請をします
- サービスを利用し、利用料（利用者負担割合分）を支払います

65歳以上の人（第1号被保険者）

サービスを利用できる人

介護や日常生活の支援が必要と認定された人

（65歳以上の方は、介護が必要になった原因を問わず、介護保険を利用できます。ただし、交通事故などの第三者行為が原因の場合は、岐阜市へ届け出をお願いします。また、示談前に岐阜市介護保険課へご連絡ください。）



40～64歳の医療保険加入者（第2号被保険者）

サービスを利用できる人

特定疾病により介護や支援が必要と認定された人

（交通事故やけがなど、特定疾病以外が原因で介護や支援が必要になった場合は、介護保険の対象にはなりません。）



特定疾病

加齢と関係があり、要介護・要支援状態の原因である心身の障害を生じさせると認められる疾病。

- がん（医師が一般に認められている医学的知見にもとづき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）
- 関節リウマチ
- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靭帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗鬆症
- 初老期における認知症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病
- 脊髄小脳変性症
- 脊管狭窄症
- 早老症
- 多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症
- および糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- 閉塞性動脈硬化症
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

年齢で二つの被保険者に分かれます

介護保険被保険者証	
番号	
住所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	性別
交付年月日	年 月 日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	〇〇市町村

介護保険の保険証（介護保険被保険者証）

介護保険の保険証は介護保険の被保険者であることの証明書で、サービスを利用するための情報が記載されています。必ず記載内容を確認し、大切に保管しましょう。

65歳以上の人は 65歳になる月（誕生日の前日を含む月）に全員に交付されます。

40～64歳の方は 認定を受けた人に交付されます。

こんなときに使います

- 要介護（支援）認定の申請
介護や支援が必要となり、要介護（支援）認定の申請をするとき。
- ケアプランなどの作成
ケアプランなどの作成依頼を市区町村に届け出るとき。
- サービスの利用
サービスを利用するとき。

岐阜市（保険者）

介護保険制度は、みなさんが住んでいる市区町村が運営しています。



- 主な役割
- 介護保険料の算定・徴収
 - 被保険者証の交付
 - 要介護認定
 - 保険給付 など

要介護（支援）認定の申請
要介護（支援）認定、保険証の交付、負担割合証の交付（P14）
保険料の納付

地域包括支援センター P19へ

高齢者が地域で生活できるよう支援する拠点。主な役割は下記。
介護予防や地域の総合的な相談の拠点として、設置されています。

- 介護予防事業のマネジメント
- 虐待防止などの権利擁護業務
- ケアマネジャーへの支援や医療機関など関係機関とのネットワークづくり
- 総合的な相談支援

相談など

相談を受け支援

連携

連携

連絡調整

ケアプランの作成依頼
サービスに関する相談

ケアプランの作成
相談を受け支援

ケアマネジャー

介護サービスの相談窓口となってくれる介護の専門家。主な役割は下記。

サービスの提供
利用料（利用者負担割合分）の支払い

サービス事業者

介護サービス・介護予防サービス・介護予防・生活支援サービス提供事業者

指定を受けた社会福祉法人、医療法人、民間企業、非営利組織など
利用者に合ったサービスを提供していきます。



介護報酬の請求

介護報酬の支払い

「ケアマネジャー」とはどんな人？

ケアマネジャーは、利用者の希望や心身の状態にあったサービスが利用できるように導いてくれる介護サービスの窓口役です。

ケアマネジャーは正式には介護支援専門員といい「居宅介護支援事業所」等に所属しています。なお、利用者はケアマネジャーを選ぶこともできますし、変えることもできます。

【ケアマネジャーの役割】

- 要介護認定の申請代行
- ケアプランの作成
- 介護サービス事業者との連絡調整
- サービスの再評価とサービス計画の練り直し など

保険料は大切な財源です

介護保険料は介護保険を運営していく大切な財源です。安心してサービスを利用できるよう、保険料は必ず納めましょう。



! 災害などの特別な事情がないのに保険料を滞納すると、督促や催告、延滞金などが発生する場合があります。滞納が続くと、サービスを利用したときに全額利用者負担になるなど、期間に応じた措置がとられます。

65歳以上の人の介護保険料の決めり方 (令和3～5年度)

介護保険料の基準額

$$\text{岐阜市の令和3～5年度の保険料の基準額80,400円(年額)} = \frac{\text{岐阜市で介護保険給付などにかかる費用} \times \text{65歳以上の人の負担分(23\%)}}{\text{岐阜市の65歳以上の人数}}$$

基準額をもとに所得段階別の保険料が決まります

所得段階	対象者	保険料率	保険料年額(円)
第1段階	市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給の人または課税年金収入額と年金以外の所得金額の合算額が80万円以下の人および生活保護受給の人など	0.3	24,100
第2段階	市民税非課税世帯で課税年金収入額と年金以外の所得金額の合算額が80万円超120万円以下の人	0.5	40,200
第3段階	市民税非課税世帯で第1段階・第2段階対象者以外の人	0.7	56,200
第4段階	市民税課税世帯で本人が市民税非課税であって、課税年金収入額と年金以外の所得金額の合算額が80万円以下の人	0.9	72,300
第5段階	市民税課税世帯で本人が市民税非課税であって、第4段階対象者以外の人	1.0	80,400
第6段階	市民税課税の人のうち、合計所得金額が年間120万円未満の人	1.1	88,400
第7段階	市民税課税の人のうち、合計所得金額が年間120万円以上210万円未満の人	1.25	100,500
第8段階	市民税課税の人のうち、合計所得金額が年間210万円以上320万円未満の人	1.5	120,600
第9段階	市民税課税の人のうち、合計所得金額が年間320万円以上400万円未満の人	1.75	140,700
第10段階	市民税課税の人のうち、合計所得金額が年間400万円以上600万円未満の人	2.0	160,800
第11段階	市民税課税の人のうち、合計所得金額が年間600万円以上800万円未満の人	2.25	180,900
第12段階	市民税課税の人のうち、合計所得金額が年間800万円以上1,000万円未満の人	2.3	184,900
第13段階	市民税課税の人のうち、合計所得金額が年間1,000万円以上の人	2.35	188,900

※第1～3段階は、公費により負担が軽減されています。

合計所得金額

「所得」とは、実際の「収入」から「必要経費の相当額」を差し引いた額です。

課税年金収入額

公的年金のうち、国民年金・厚生年金・共済年金などの課税対象となる種類の年金収入額です。障害年金・遺族年金・老齢福祉年金などは含まれません。

65歳以上の人の介護保険料の納め方

納め始める時期は、65歳になった月（65歳の誕生日の前日が属する月）の分から、原則として年金から納めます。ただし、受給している年金額が年額18万円未満の場合などは、納付書などで納めます。

年金が年額18万円以上の人 年金から差し引かれます(特別徴収)

年金の定期支払い(年6回)の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金が特別徴収の対象です。

■年金が年額18万円以上でも、次のような場合には一時的に納付書で納めることがあります。

- 年度途中で65歳になったとき
- 年度途中で保険料額や年金額が変更になったとき
- 年度途中で他の市区町村から転入したとき
- 年金が一時差し止めになったとき
- など

年金が年額18万円未満の人 納付書、口座振替で納付(普通徴収)

岐阜市から送付される納付書で、期日までに金融機関などを通じて納めます。

納め忘れのない
便利で確実な
口座振替
が便利です

- 保険料の納付書
- 預(貯)金通帳
- 通帳の届け出印



上記のものを持って岐阜市指定の金融機関で手続きしてください。

※口座振替は、申し込み日のおおむね1～2か月後から始まります。詳しくは申し込み時にお尋ねください。

※口座の残高をご確認ください。残高不足で引き落としできないケースがあります。

その他、納期限内であればコンビニエンスストア、MMK設置店、スマホ決済サービス「Pay B」、[LINE Pay]、[PayPay]、[au Pay]、クレジットカード・ネットバンキング決済を利用して納められます。納付場所は納付書の裏面でご確認ください。詳しくは市ホームページ(ページ番号 1004836)をご覧ください。

◎保険料を納めないでいると

保険料を納めないでいると、その期間に応じて、利用したサービス費用の金額をいったん自己負担し、申請により後から保険給付分(費用の7～9割)*が支払われる支払方法変更の措置(償還払い)や利用者負担が3割*に引き上げられ、高額介護サービス費が受けられなくなる措置(給付額減額)が取られます。やむを得ない理由で保険料を納められない場合は、早めに担当窓口にご相談してください。

※負担割合が3割の人が2年以上保険料を滞納した場合、利用者負担が4割に引き上げられます(高額介護サービス費も受けられません)。

40～64歳の人の保険料

加入している医療保険の算定方法により保険料額が決められ、医療保険料とあわせて納めます。

●国民健康保険に加入している人

保険料は所得などによって決められ、医療保険分と介護保険分をあわせて国民健康保険料として世帯ごとに世帯主が納めます。

●職場の医療保険に加入している人

保険料は介護保険料率と給与・賞与に応じて決められ、医療保険料とあわせて徴収されます。

サービスを利用するために

介護や支援が必要と思ったら、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所または岐阜市介護保険課に相談しましょう。必要な介護や支援の度合いによって、受けられるサービスは異なります。

1 相談します

地域包括支援センターや居宅介護支援事業所または岐阜市介護保険課の担当窓口にご相談します。

介護サービス、介護予防サービスを利用したい人

介護や支援が明らかに必要となる人など



介護予防・生活支援サービス事業（介護予防・日常生活支援総合事業）を利用したい人

65歳以上のすべての人

2 要介護認定の申請または基本チェックリストの実施

要介護認定を申請する

申請の窓口は岐阜市介護保険課です。申請は、本人のほか家族でもできます。

右記のところでも申請の代行をしてもらうことができます（更新申請を含みます）。

- ・地域包括支援センター
- ・居宅介護支援事業所
- ・介護保険施設

申請に必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書
岐阜市介護保険課等の窓口にあります。
- 介護保険被保険者証
- 医療保険の被保険者証

※主治医に関する確認書類など、上記のほかにも必要な書類がある場合があります。

※更新手続きについて
更新については有効期間満了前に更新手続きが必要です。更新の申請は要介護認定の有効期間満了日の60日前から受け付けます。

基本チェックリストを受ける

基本チェックリストとは、介護の原因となりやすい生活機能の低下がないか、運動、口腔、栄養などの25項目について「はい」「いいえ」で答える質問票です。

※一般介護予防事業のみの利用の場合は、基本チェックリストを受ける必要はありません。



3 認定調査を受けます

- 認定調査
日中の生活や心身の状況を調査するため、調査員が自宅へ訪問します。
※調査は公平を期すために全国共通の調査項目で行います。
- 主治医意見書
主治医が介護を必要とする原因疾患について意見書を作成します。主治医がいない人は岐阜市が依頼した医師の診断を受けます。
※意見書は岐阜市が取り寄せますので本人が提出する必要はありません。
- 一次判定（コンピューター判定）
認定調査の結果をコンピューターに入力し、一次判定を行います。
- 二次判定（介護認定審査会）
認定調査の結果と主治医意見書をもとに、保健、医療、福祉の専門家が審査します。



4 認定結果が届きます

- 要介護 1~5**
サービスを利用することで生活機能の維持や改善をはかることが必要な人
- 要支援 1・2**
要介護状態が軽く、サービスを利用することで生活機能が改善する可能性の高い人
- 非該当**
要介護や要支援に認定されなかった人
- 介護予防・生活支援サービス事業対象者**
基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた人
- 介護や支援を必要としない人**

5 サービスを利用します

ケアプランや介護予防ケアプランにもとづいてサービスを利用します。

介護サービスを利用できます。

- 居宅介護支援事業所のケアマネジャーに相談します。

在宅でサービスを利用する場合 P8へ

居宅介護支援事業所のケアマネジャーが作成したケアプランをもとに、利用者と家族、ケアマネジャー、サービス事業者で話し合い、ケアプランを作成します。



施設に入所する場合 P11へ

入所を希望する介護保険施設に直接申し込みます。施設のケアマネジャーがケアプランを作成します。

介護予防サービスを P8へ

利用できます。

- 地域包括支援センターに相談します。

地域包括支援センターが本人や家族と話し合い、ケアプランを作成します。



介護予防・日常生活支援総合事業を利用できます。 P17へ

- 地域包括支援センターに相談します。

介護予防・生活支援サービス事業

地域包括支援センターが本人や家族と話し合い、必要に応じてケアプランを作成します。



一般介護予防事業

65歳以上のすべての人が利用できるサービスです。介護予防に関する講演や運動教室などがあります。



サービスについて

介護保険のサービスにはいろいろな種類があります。必要ときに必要なサービスを利用しましょう。

- 介護保険サービスを利用したときの利用者負担は1割・2割・3割のいずれかです。本冊子は利用者負担1割の費用をめやすとして掲載しています。サービスによっては居住費等や食費、日常生活費などの負担、そのほかさまざまな加算があります。
- 訪問介護、通所介護（地域密着型含む）、短期入所生活介護（介護予防含む）は「共生型サービス」の対象です。また、それ以外のサービスや障害福祉制度と介護保険の両方の基準を満たしているものも「共生型サービス」の対象になります。



在宅サービス

自宅などで生活しながら利用できるサービスです。

訪問を受けて利用するサービス

訪問介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーなどに訪問してもらい、入浴・排せつ・食事の世話などの「身体介護」や、調理・洗濯などの「生活援助」を受けます。



要介護1～5の人 訪問介護

内容	利用時間など	利用者負担（1割）のめやす
身体介護が中心	30分以上1時間未満の場合	413円
生活援助が中心	45分以上の場合	235円

※共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。

介護職員などに訪問してもらい入浴するサービス

訪問入浴介護

介護職員と看護職員に移動入浴車で居宅を訪問してもらい、サービス事業者が持参した浴槽で入浴介護を受けます。



要支援1・2の人 介護予防訪問入浴介護 要介護1～5の人 訪問入浴介護

	要介護度	利用者負担（1割）のめやす
1回につき	要支援1・2	888円
	要介護1～5	1,313円

自宅での生活を続けるためのリハビリテーション

訪問リハビリテーション

事業所の医師の指示により、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に訪問してもらい、居宅での生活機能の維持・向上のためのリハビリテーションを受けます。



要支援1・2の人 介護予防訪問リハビリテーション 要介護1～5の人 訪問リハビリテーション

	利用者負担（1割）のめやす
1回（20分以上）につき	318円

看護師などに訪問してもらい療養上のケアを受けるサービス

訪問看護

医師の指示により、看護師などに居宅を訪問してもらい、療養上の世話や診療の補助を受けます。



要支援1・2の人 介護予防訪問看護

訪問看護の時間	利用者負担（1割）のめやす （訪問看護ステーションから訪問の場合）	利用者負担（1割）のめやす （病院・診療所から訪問の場合）
30分未満の場合	469円	397円

要介護1～5の人 訪問看護

訪問看護の時間	利用者負担（1割）のめやす （訪問看護ステーションから訪問の場合）	利用者負担（1割）のめやす （病院・診療所から訪問の場合）
30分未満の場合	490円	415円

通所して利用するサービス

通所介護（デイサービス）

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や機能訓練を日帰りで利用できます。



要介護1～5の人 通所介護

〈通常規模の事業所の場合〉

内容	要介護度	利用者負担（1割）のめやす ●利用するメニューによって別に費用が加算されます ●食費、日常生活費は別途利用者負担となります
7時間以上8時間未満の場合 〈送迎を含む〉	要介護1～要介護5	673円～1,173円

※共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。

通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や病院、診療所などで、食事などの日常生活上の支援や機能訓練、リハビリテーションを受けます。



要支援1・2の人

介護予防通所リハビリテーション
〈共通サービス〉

	要介護度	利用者負担（1割）のめやす ●利用するメニューによって別に費用が加算されます ●食費、日常生活費は別途利用者負担となります
1か月につき 〈送迎、入浴を含む〉	要支援1	2,121円
	要支援2	4,131円

介護予防通所リハビリテーションでは共通サービスとともに、利用者の目標に応じた「運動器機能向上」「栄養改善」「口腔機能向上」などの選択的サービスを利用できます。

要介護1～5の人 通所リハビリテーション

〈通常規模の事業所の場合〉

内容	要介護度	利用者負担（1割）のめやす
7時間以上8時間未満の場合 〈送迎を含む〉	要介護1～要介護5	782円～1,415円

短期間施設に入所して利用するサービス

短期入所生活介護 (ショートステイ) <介護老人福祉施設 [併設型・多床室] を利用の場合>

介護老人福祉施設などに短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

要支援1・2の人 介護予防短期入所生活介護

要介護1~5の人 短期入所生活介護

※共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。

要介護度	利用者負担(1割)のめやす
1日につき 要支援1	461円
要支援2	574円
要介護1	616円
要介護5	903円

短期入所療養介護 (ショートステイ) <介護老人保健施設 [多床室] を利用の場合>

介護老人保健施設や医療施設などに短期間入所して、看護や医学的管理下での介護や支援、日常生活上の世話や機能訓練などが受けられます。医療型のショートステイです。

要支援1・2の人 介護予防短期入所療養介護

要介護1~5の人 短期入所療養介護

要介護度	利用者負担(1割)のめやす
1日につき 要支援1	627円
要支援2	789円
要介護1	850円
要介護5	1,074円

ショートステイを利用するときの注意点

- ・連続した利用が30日を超えた場合は、31日目は全額利用者負担になります。
- ・費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。
- ・滞在費、食費、日常生活費は別途利用者負担となります。

有料老人ホームなどに入居している人が利用するサービス

特定施設入居者生活介護

指定を受けた有料老人ホームなどの特定施設に入居している要支援、要介護の人が、入浴、排せつ、食事などの介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を受けられます。

要支援1・2の人 介護予防特定施設入居者生活介護

要介護1~5の人 特定施設入居者生活介護

要介護度	利用者負担(1割)のめやす
1日につき 要支援1	187円
要支援2	320円
要介護1	553円
要介護5	829円

・費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。
・居住費、食費、日常生活費は別途利用者負担となります。

居宅で療養上の管理、助言を受けられるサービス

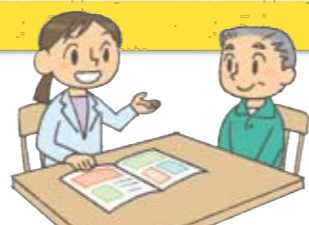
居宅療養管理指導

医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが、通院が困難な利用者の居宅を訪問し、療養上の管理や指導をします。

要支援1・2の人 介護予防居宅療養管理指導 要介護1~5の人 居宅療養管理指導

<単一建物居住者1人に対して行う場合>

内容	利用限度回数	利用者負担(1割)のめやす
医師が行う場合	1か月に2回	514円
歯科医師が行う場合	1か月に2回	516円
医療機関の薬剤師が行う場合	1か月に2回	565円
薬局の薬剤師が行う場合	1か月に4回	517円
管理栄養士が行う場合 (指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士の場合)	1か月に2回	544円
歯科衛生士等が行う場合	1か月に4回	361円



施設サービス

介護保険施設に入所して利用するサービスです。要支援1・2の人は利用できません。施設を利用したサービスは、サービス費用のほかに、居住費等、食費などが別途利用者負担になります。くわしくはP16をご覧ください。

生活全般の介護が必要な人が利用する施設

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) 要介護3~5の人

常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられる施設です。



1か月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護3	約2万1,937円	約2万1,937円	約2万4,433円
要介護5	約2万6,096円	約2万6,096円	約2万8,623円

※新規入所は原則として要介護3以上の人が対象です。

在宅復帰を目指す人が利用する施設

介護老人保健施設 (老人保健施設) 要介護1~5の人

状態が安定している人が在宅復帰を目指し、リハビリテーションや介護が受けられる施設です。



1か月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	約2万1,999円	約2万4,279円	約2万4,525円
要介護5	約2万8,500円	約3万0,903円	約3万1,088円

長期的な療養が必要な人が入所する施設

介護療養型医療施設 (療養病床等) 要介護1~5の人

療養病床等のある病院または診療所で、長期の療養を必要とする人が療養上の管理、看護、医学的管理のもとで、介護やその他の世話、機能訓練、必要な医療を行う施設です。

1か月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	約1万8,271円	約2万1,136円	約2万1,752円
要介護5	約3万2,413円	約3万5,309円	約3万5,925円

長期療養と介護を一体的に受けられる施設

介護医療院 要介護1~5の人

医学的管理のもとで長期療養が必要な人のための医療のほか、生活の場としての機能も兼ね備え、日常生活上の介護などが受けられる施設です。



1か月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	約2万1,999円	約2万5,419円	約2万5,942円
要介護5	約3万8,544円	約4万1,964円	約4万2,487円

※令和6年3月末に廃止が予定されている介護療養型医療施設の転換先として位置付けられています。

地域密着型サービス

地域密着型サービスは、住み慣れた地域での生活を続けるために地域の特性にあわせたサービスです。サービスの内容や種類は、市区町村によって異なります。基本的には利用者はサービス事業所のある岐阜市の住民に限られます。

★サービスによっては利用者負担のほかに、食費、居住費、日常生活費がかかる場合があります。

● 地域の特性にあわせたサービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護 要介護1～5の人

日中・夜間を通じて定期的な巡回と随時の通報などにより、介護や看護、緊急時の対応などが受けられます。

夜間対応型訪問介護 要介護1～5の人

巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護が受けられます。

地域密着型通所介護 要介護1～5の人

定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活上の世話や機能訓練などが受けられます。

※共生型サービス事業所の場合は障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。

認知症対応型通所介護 要介護1～5の人

介護予防認知症対応型通所介護 要支援1・2の人

認知症の人が、食事や入浴などの日常生活上の世話や機能訓練、専門的なケアなどのサービスを日帰りで受けられます。



小規模多機能型居宅介護 要介護1～5の人

介護予防小規模多機能型居宅介護 要支援1・2の人

通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせ、多機能なサービスが受けられます。



看護小規模多機能型居宅介護 要介護1～5の人

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることで、介護や看護のケアが受けられます。

認知症対応型共同生活介護（グループホーム） 要介護1～5の人

介護予防認知症対応型共同生活介護 要支援2の人のみ

認知症の人が、共同生活をする住居で、日常生活上の世話や機能訓練などのサービスを受けられます。

地域密着型特定施設入居者生活介護 要介護1～5の人

定員が29人以下の小規模な有料老人ホームなどに入居する人が、日常生活上の世話や機能訓練などのサービスを受けられます。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 要介護3～5の人

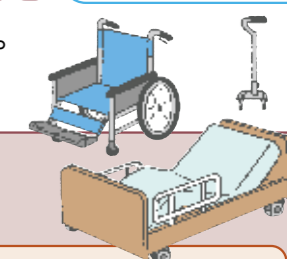
定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所する人が、日常生活上の世話や機能訓練などのサービスを受けられます。

生活する環境を整えるサービス

● 福祉用具を貸し出します

福祉用具貸与 要介護1～5の人 介護予防福祉用具貸与 要支援1・2の人

日常生活の自立を助けるための福祉用具（下記の品目）を借りることができます。要介護区分状態によって、対象となる品目が異なります。



要介護4・5の人の対象品目

- 自動排泄処理装置 ※尿のみを吸引するものは要支援1・2、要介護1～3の人でも利用できます

要介護2～5の人の対象品目

- 車いす(車いす付属品を含む) ● 特殊寝台(特殊寝台付属品を含む) ● 床ずれ防止用具
- 体位変換器 ● 認知症老人徘徊感知機器 ● 移動用リフト(つり具を除く)

要支援1・2、要介護1～5の人の対象品目

- 手すり(工事をとまなわないもの) ● スロープ(工事をとまなわないもの)
- 歩行器 ● 歩行補助つえ

利用者負担（1割・2割・3割）について

用具の種類や事業者により金額は変わります。支給限度額（P14）が適用されます。

● 福祉用具の購入を支援します

特定福祉用具購入 要介護1～5の人

申請が必要です

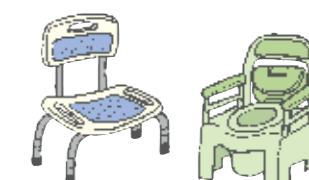
特定介護予防福祉用具購入 要支援1・2の人

下記の福祉用具を、都道府県等の指定を受けた事業者から購入したとき、購入費が支給されます。

- 腰掛便座(便座の底上げ部材を含む) ● 簡易浴槽
- 自動排泄処理装置の交換可能部品 ● 移動用リフトのつり具
- 入浴補助用具(入浴用いす・浴槽用手すり・浴槽用いす・入浴用介助ベルト等) ● 排泄予測支援機器

利用者負担（1割・2割・3割）について

いったん利用者が全額負担します。あとで領収書等を添えて岐阜市介護保険課に申請すると、同年度で10万円を上限に利用者負担分を除いた額が支給されます。なお、都道府県等の指定事業者から購入した場合に限って支給されます。



● 住み慣れた家を暮らしやすい環境にします

住宅改修費支給 要介護1～5の人

事前及び事後の申請が必要です

介護予防住宅改修費支給 要支援1・2の人

生活環境を整えるための小規模な住宅改修に対して、要介護区分に関係なく上限20万円まで住宅改修費が支給されます。

利用者負担（1割・2割・3割）について

- 手すりの取り付け ● 引き戸などへの扉の取り替え
- 段差や傾斜の解消 ● 和式便器を洋式便器などに取り替え
- 滑りにくい床材等に変更 ● 上記の工事にともなって必要となる工事

いったん利用者が全額負担します。あとで岐阜市介護保険課に申請すると、20万円を上限に利用者負担分を除いた額が支給されます。

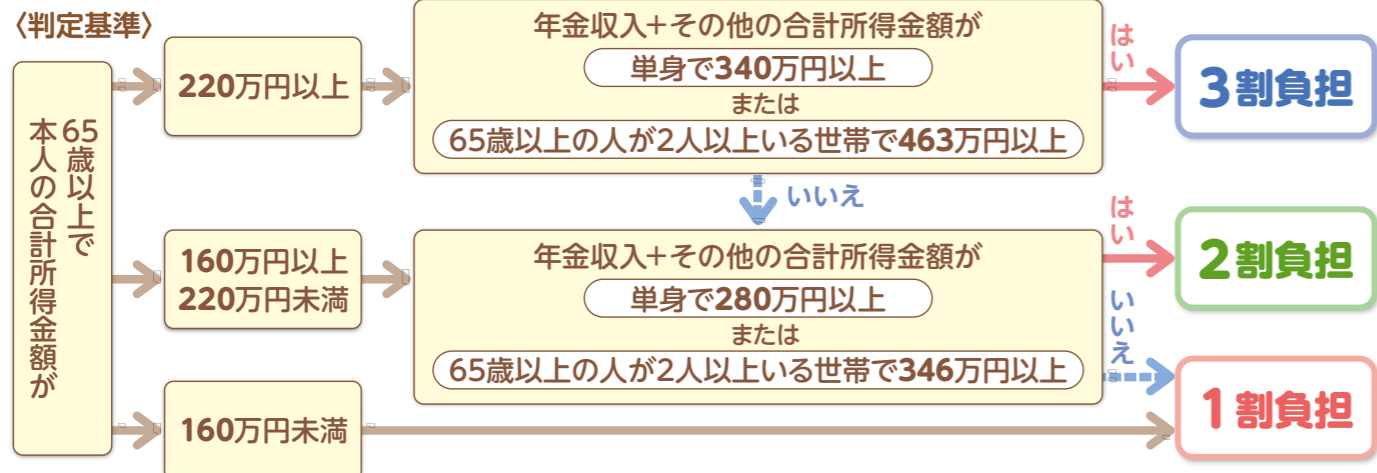
サービスの利用者負担

利用者はケアプランにもとづいてサービスを利用し、実際にかかるサービス費用の一部を支払います。

利用者負担の割合

利用者負担の割合は、原則としてサービスにかかった費用の1割、2割、または3割です。負担割合は「介護保険負担割合証」に記載されていますので、ご確認ください。

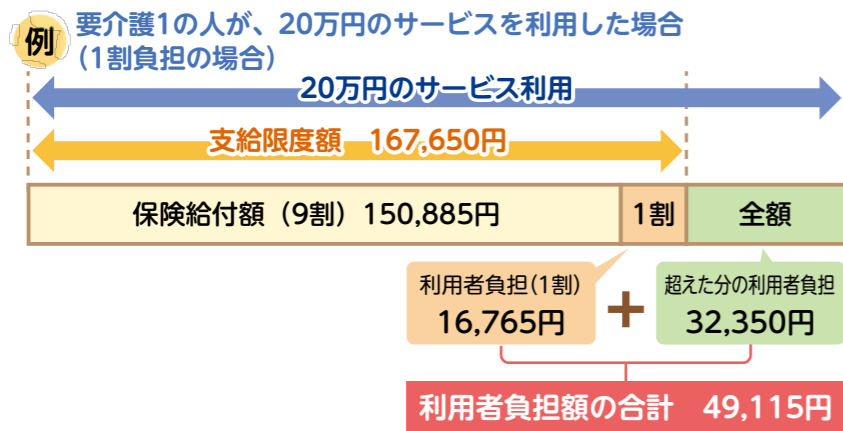
■利用者負担の割合



※市民税非課税の人、生活保護受給中の人、40歳から64歳の方は、1割負担です。

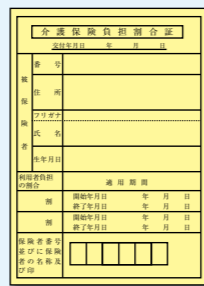
支給限度額

おもな在宅サービスなどでは、介護保険からの給付に支給限度額が決められています。限度額内でサービスを利用するときは、利用者負担の割合分（1割・2割・3割）を負担しますが、限度額を超えた場合は、超えた分は全額利用者の負担になります。



■支給限度額に含まれないサービス

- 特定福祉用具購入 ● 居宅介護住宅改修 ● 居宅療養管理指導 ● 特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型、短期利用を除く）
 - 地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用を除く） ● 認知症対応型共同生活介護（短期利用を除く）
 - 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ● 介護保険施設に入所して利用するサービス
- ※介護予防サービスについても同様です。



介護保険負担割合証

要介護・要支援認定者や事業対象者には、利用者負担の割合が記載されている「介護保険負担割合証」が交付されます。サービスを利用するときは介護保険の保険証と一緒に提示してください。

おもな在宅サービスなどの支給限度額のみやす

要介護状態区分	1か月の支給限度額
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

※事業対象者は原則として要支援1の限度額が設定されます。

利用者負担の軽減について

●介護（介護予防）サービスの利用者負担が高額になったとき **申請が必要です**

同じ月に利用したサービスの利用者負担（利用者負担の割合についてはP14参照）の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合は世帯合計額）が定められた限度額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。ただし、支給限度額を超えた利用者負担分などについては対象になりません。

■利用者負担の上限（1か月）

利用者負担段階区分	上限額（世帯合計）
● 課税所得690万円以上（年収約1,160万円以上）	140,100円
● 課税所得380万円以上690万円未満（年収約770万円以上約1,160万円未満）	93,000円
● 課税所得145万円以上380万円未満（年収約383万円以上約770万円未満）	44,400円
● 一般 市民税課税世帯で、上記3区分に該当しない場合	44,400円
● 市民税世帯非課税等	24,600円
● 合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の人	15,000円（個人）
● 老齢福祉年金の受給者	15,000円（個人）
● 生活保護の受給者	15,000円（個人）

■岐阜市に「高額介護サービス費等支給申請書」を提出してください。

●介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき **申請が必要です**

介護保険と医療保険の両方の利用者負担が高額になった場合、高額介護サービス費（介護保険）、高額療養費（医療保険）を適用したあとの年間（8月～翌年7月）の利用者負担額を合算して、定められた限度額を超えたときは、申請により超えた分が後から支給されます。

■高額医療・高額介護合算制度の負担限度額（8月～翌年7月の算定分）

所得基礎控除後の総所得金額等	区分		後期高齢者医療制度で医療を受ける人がいる世帯
	70歳未満の人がいる世帯	70～74歳の人がいる世帯	
課税所得	901万円超	212万円	212万円
	600万円超901万円以下	141万円	141万円
	210万円超600万円以下	67万円	67万円
	210万円以下	60万円	60万円
	市民税非課税世帯	34万円	34万円
一般	690万円以上	212万円	212万円
	380万円以上	141万円	141万円
	145万円以上	67万円	67万円
	一般	56万円	56万円
低所得者Ⅱ	31万円	31万円	
低所得者Ⅰ*	19万円	19万円	

※低所得者Ⅰ区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります。

- 毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。医療保険が異なる場合は合算できません。
- 支給対象となる人は医療保険の窓口へ申請が必要です。

●社会福祉法人の行うサービス利用の負担軽減 **申請が必要です**

低所得で生計が困難な人が、社会福祉法人が経営する施設等を利用した場合、利用料が減額されることがあります。介護保険課までご相談ください。

対象となる要件	次の要件をすべて満たす人 ● 本人および世帯全員が市民税非課税 ● 年間収入が150万円以下（世帯員1人ごとに50万円を加算） ● 預貯金等が350万円以下（世帯員1人ごとに100万円を加算） ● 日常生活に利用する（自宅等）以外に資産がない ● 親族等に扶養されていない ● 介護保険料を滞納していない
軽減の割合	自己負担額の4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1） ※生活保護受給者は、個室の居住費のみが全額

●特別な事情によりサービスの費用が払えないとき

震災・風水害・火災など特別な事情によりサービスの費用が払えないときは、利用料の減額が受けられることがあります。介護保険課までご相談ください。



施設を利用したサービスの費用

施設を利用したサービスの場合、利用者負担割合（1割、2割、または3割）分のほかに、居住費等、食費、日常生活費が利用者の負担となります。



基準費用額

居住費等・食費の利用者負担は施設と利用者との間で契約により決められますが、基準となる額（基準費用額）が定められています。

■居住費等・食費の基準費用額（1日につき）

居住費等				食費
ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
2,006円	1,668円	1,668円 (1,171円)	377円 (855円)	1,445円

●介護老人福祉施設または短期入所生活介護を利用した場合は（ ）内の金額になります。

居住費等・食費が軽減される場合があります **申請が必要です**

低所得の人は申請して認められた場合「介護保険負担限度額認定証」が交付され、居住費等・食費は負担限度額までの負担になります。基準費用額との差額※は「特定入所者介護サービス費」でまかなわれます。

※施設と利用者との間で契約された居住費等・食費が基準費用額を下回っている場合は、契約内容との差額となります。

●負担限度額（1日につき）

利用者負担段階	居住費等				食費	
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階 ・本人および世帯全員が市民税非課税で、 老齢福祉年金の受給者 ・生活保護の受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円	300円
第2段階 本人および世帯全員が市民税非課税で、 合計所得金額+課税年金収入額+非課税 年金収入額が80万円以下の人	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円	600円
第3段階① 本人および世帯全員が市民税非課税で、 合計所得金額+課税年金収入額+非課税 年金収入額が80万円超120万円以下の人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円	1,000円
第3段階② 本人および世帯全員が市民税非課税で、 合計所得金額+課税年金収入額+非課税 年金収入額が120万円超の人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1,360円	1,300円

●介護老人福祉施設または短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は（ ）内の金額になります。

上の表に当てはまっても次のいずれかに該当する場合は、特定入所者介護サービス費の支給対象になりません。

- ①市民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者が市民税課税の場合
- ②市民税非課税世帯（世帯分離している配偶者も非課税）でも、預貯金等が下記の場合
 - ・第1段階：預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合
 - ・第2段階：預貯金等が単身650万円、夫婦1,650万円を超える場合
 - ・第3段階①：預貯金等が単身550万円、夫婦1,550万円を超える場合
 - ・第3段階②：預貯金等が単身500万円、夫婦1,500万円を超える場合

介護予防・日常生活支援総合事業
(介護予防・生活支援サービス事業)

介護予防・日常生活支援総合事業は、高齢者の介護予防と自立した日常生活の支援を目的とした事業です。

訪問型サービス

訪問介護（これまでの介護予防訪問介護に相当するサービス）

利用者が自立した生活ができるよう、ホームヘルパーによる入浴や、食事等生活の支援が受けられます。
※料金は、「1月あたり」か「1回あたり」のどちらかを利用者が選択できます。

利用者負担のめやす（1割負担の人の場合。加算内容により金額が変わります）

使える人	1月あたり	1回あたり
事業対象者 要支援1・2	1,226円（週1回程度） 2,448円（週2回程度）	280円（月4回まで） 284円（月5～8回）
事業対象者 要支援2	3,884円（週2回を超える程度）	299円（月9～12回）

基準緩和型訪問介護サービス

人員と設備の基準を緩和した基準により指定をした事業所により実施される事業で、生活援助として、掃除や洗濯、調理などの生活支援サービスを受けられます。

※料金は、「回数」あたりのみとなっております。 ※利用回数は週2回が上限です。

利用者負担のめやす（1割負担の人の場合。加算内容により金額が変わります）

使える人	サービスの内容	1回あたり
事業対象者 要支援1・2	20分以上45分未満 45分以上	200円 246円

住民主体型訪問サービス

掃除や日常的な軽作業などの生活支援サービスを受けられます。

利用者負担のめやす

1回のサービスの提供（30分）につき	500円
--------------------	------

短期集中型サービス

うつ、認知症、閉じこもりのおそれのある人に対し生活機能の低下を改善するため専門職が3～6か月間の短期集中的に支援を行う事業です。

◆まめかな訪問事業

地域包括支援センターの職員が自宅へ訪問し、介護予防に関する相談や指導をします。

利用者負担金	無料 全12回
--------	---------

通所型サービス

通所介護（これまでの介護予防通所介護に相当するサービス）

通所介護施設で、食事・入浴等の日常生活上の支援や生活行為向上のための支援、目標にあわせた選択的サービスが利用できます。

※料金は、「1月あたり」か「1回あたり」のどちらかを利用者が選択できます。

利用者負担のめやす（1割負担の人の場合。加算内容により金額が変わります）

使える人	1月あたり	1回あたり
事業対象者 要支援1	1,718円	395円（月4回まで）
事業対象者 要支援2	3,521円	406円（月8回まで）



基準緩和型デイサービス

人員と設備の基準を緩和した基準により指定をした事業所により実施される事業で、日常生活上の支援を行います。支援の内容は、これまでの介護予防通所介護に相当するサービスと同程度の支援を想定しています。

※料金は、「回数」あたりのみとなっております。
 ※利用回数は、事業対象者・要支援1は週1回、要支援2は週2回が上限です。



利用者負担のめやす（1割負担の人の場合）

使える人	サービスの内容	1回あたり
事業対象者 要支援1・2	2時間以上、送迎・入浴あり	386円
	2時間以上、送迎あり・入浴なし	360円
	2時間以上、送迎なし・入浴あり	360円
	2時間以上、送迎・入浴なし	334円

住民主体型デイサービス・認知症カフェ

生活機能の低下による高齢者の閉じこもり等を予防し、地域において高齢者の自立した生活を支援するために地域住民が主体となって運営する「気軽に集える場」です。

利用者負担金 団体により異なります。

短期集中型サービス

生活機能の低下を改善するため専門職が3～6か月間の短期集中的に支援を行う事業です。

◆運動器機能向上事業

体調や生活に合わせて自宅でできる運動や体操を学ぶことで日常生活を維持改善するために必要な運動習慣を身につけます。



利用者負担金 400円（1回あたり）全12回

◆認知症予防事業

生活改善や趣味活動等のプログラムを実施し、人との交流をすることで、認知機能の維持・改善を図ります。

利用者負担金 470円（1回あたり）全12回

◆口腔機能向上事業（おいしく食べよう教室）

歯科医師と歯科衛生士がお口の健康を保つポイントをわかりやすく指導します。

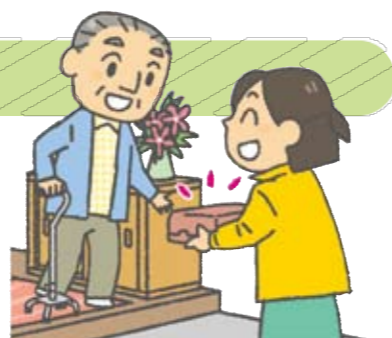
利用者負担金 無料 全4回

その他の生活支援サービス

栄養改善配食サービス

栄養改善を目的とした配食とともに、一人暮らしの見守りを行います。

利用者負担金 無料（食事代は別途かかります）



安心して暮らすための 総合相談窓口です

岐阜市地域包括支援センターは高齢者のみなさんが、住み慣れた地域で安心して暮らすための、高齢者の総合相談窓口です。お気軽にご相談ください。

1 介護予防事業を進めています （介護予防マネジメント）

要支援、要介護になるおそれのある人の介護予防プログラムや要支援1・2の人や事業対象者の介護予防サービスのケアプランを作成します。

2 さまざまな問題の相談に応じます （総合相談支援）

本人、家族、地域の人達から介護だけでなく、福祉や医療についての相談を受け、必要なサービスや機関を紹介します。

3 高齢者の皆さんの権利を守ります （権利擁護）

悪質な訪問販売等による消費者被害の防止や、高齢者虐待防止等に取り組みます。

4 地域のつながりを強めます （包括的・継続的ケアマネジメント支援）

高齢者の人の心身の状況に合わせ、必要なサービスが提供されるようケアマネジャーや医療機関等関係機関とのネットワーク作りを進めます。

開所日 月曜日から土曜日
（祝日・12月29日から1月3日は休みます）

開所時間 午前9時から午後5時

（開所時間外の緊急時の電話相談については転送電話で対応しております。）

お気軽に
ご相談ください！



ご相談は、お住まいの担当地区の岐阜市地域包括支援センターへ

担当地区	地域包括支援センター名	所在地	電話番号	FAX番号
金華・京町・明德・本郷	中央北	京町2丁目12番地	213-0128	213-0138
徹明・木之本	中央西	昭和町2丁目10番地3	215-7616	215-7614
梅林・白山・華陽	白梅華	長旗町2丁目19番地	266-8388	266-1388
島・城西	島城西	西島町2番11	232-5088	232-5189
早田・則武	清流	鷺山向井2563番地18の5	201-6204	201-6206
木田・七郷・合渡	西部	寺田7丁目86番地1	251-6541	251-0612
黒野・方県・西郷・網代	岐北	黒野176番地5	234-3933	201-1575
長良・長良西・長良東	長良	長良2977番地の3の1	231-8188	233-8070
鷺山・常磐	北部	南蝉2丁目122番地 北川ビル1階	295-4510	295-7014
岩野田・岩野田北	岩野田	栗野東5丁目173番1	214-4640	214-4641
藍川・三輪南・三輪北	北東部	岩井4丁目10番1号	241-7003	241-7004
本荘・三里	三里本荘	本荘2938番地1 江崎ビル1F	215-7655	215-0311
市橋・鏡島	精華	鏡島南1丁目1番10号	252-3066	252-5676
鶉・日置江・柳津町	境川	中鶉3丁目14番地	276-1163	276-4866
加納東・加納西・茜部	南部	茜部菱野1丁目65番地2 河八ビル1階 B号室	275-0173	275-0186
厚見	厚見	東明見町17番地1	214-4001	214-4000
長森南	長森南	蔵前4丁目19番5号	247-8160	214-3203
日野・長森北・長森東・長森西	長森	塩町2丁目32番	245-2855	214-3170
岩・芥見・芥見東・芥見南	東部	芥見3丁目175番1号	243-0593	241-3492